

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年3月25日（平成28年（行個）諮問第57号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（行個）答申第104号）

事件名：本人に対する療養・休業補償給付等の不支給決定に関する調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成27年特定月に特定労働基準監督署に労災申請した件で労災保険不支給決定（決定年月日平成27年特定月日）にあたり，労働者災害補償保険療養・休業補償給付等・労働者災害補償保険療養補償給付に関する「労働基準監督署の精神科医師の意見書・診断書」監督署の調査内容や判断等が纏められた「調査結果復命書」「労働時間残業時間に関する調査資料関係資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，石川労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成27年12月4日付け石労発1204第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，企業印及び個人印以外の部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

開示請求者に係る保有個人情報には，開示請求人以外の特定の氏名が記載されており，これらは，開示請求人以外の個人に関する情報であって，特定個人を識別することができる情報であるため，法14条2号に該当し，かつ同号ただし書きイからハまでのいずれかにも該当しないこと，また，当該保有個人情報には，法人の印影，所定労働時間，労働者数，法人から提出された情報で，当該法人の組織，あるいは営業上の秘密事項に係る情報が記載されており，これらは特定の法人に関する情報

であって、開示することにより当該法人の権利・競争上の地位・その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

さらに、当該保有個人情報には、開示請求人以外の特定個人から聴取した内容等に係る記述、医師の意見に関する記述が記載されており、これらは行政機関（又は国）が行う事務に関する情報であって、開示することにより当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法14条7号柱書きに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、保有個人情報が記載されていないものについては不開示とした。

とあるが、審査請求人は労災について審査請求するにあたり労働基準監督署局長が決定した内容を知るために個人情報の開示請求をしたものである。よって不開示とされた内容のうち法人が提出した審査請求人の所定労働時間については審査請求人が働いた時間であり知る権利がある為開示されるべきものである。

審査請求人自身該当の所定労働時間デジタルタコグラフ日報、仕事内容等を手帳に記載しており、法人との違いを確認する為であり営業上の秘密事項にはあたらずまた会社の指示によりデジタルタコグラフを外していた勤務時間を確認する事が必要な為の開示であり不開示としたのは不当である。

また、医師の意見に関する記述についても医師名さえ隠されていれば個人名を確定するのは困難不可能であり審査請求をするかしないかの判断材料として扱える物である為開示されるべきである。

## （2）意見書

ア まず今回の情報公開に関しての意図は、療養・休業補償給付等の不支給決定に関して再審査請求をするかしないかの判断材料にしようと思った為に厚生労働省に対して審査請求したものである。

再審査請求にあたり、労働基準監督署の精神科医師の意見書内容、請求人が通院している循環器科医師の意見書内容の一部開示では再審査請求するのに判断がつかず病院名、医師名、印影部分さえ不開示にしていれば個人を特定することが出来ないのもそれ以外は開示して請求人が判断に使えるように開示すべきである。

イ 業務内容と日常業務の内容、②2項作業内容についても請求人の部分だけ開示すれば、他の個人情報に触れる事がないので開示して請求人の判断資料にするべきである。

労災申請に関しては勤務していた企業も承知している事である。よって労災申請のみに限って使用すれば大丈夫なはずである。

ウ 特定労働基準監督署に労災申請する為に申請書を貰いに行った時に、

特定労働基準監督署職員から理由を聞かれ中々申請書を渡して貰えず職員の指示通りに理由を言い、それを聞いた職員から「大企業がそんな違法な事する事はない」「病気になった貴方が悪い」「申請自体あたいたくない」などと言われていた為請求人は特定労働基準監督署に不信感をつのらせているので、個人印企業印氏名以外の開示請求を求めた。

労災申請自体は労働者の権利である。労働時間残業時間に関する調査資料関係資料については本当に労働時間残業時間を計算する資料が全て揃ったうえで時間が計算されているかを確認しまた再審査請求するにあたっても重要な時間計算するのに必要な資料なので労災申請人のみの資料開示は必要である。

企業印、個人印は開示の必要はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成27年11月4日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成27年特定月に特定労働基準監督署に労災申請した件で労災保険不支給決定（決定年月日平成27年特定月日）にあたり、労働者災害補償保険療養・休業補償給付等・労働者災害補償保険療養補償給付に関する「労働基準監督署の精神科医師の意見書・診断書」監督署の調査内容や判断等が纏められた「調査結果復命書」「労働時間残業時間に関する調査資料関係資料」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成27年12月4日付け石労発1204第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年12月27日付け（同月28日受付）で審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### (3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月に特定労働基準監督署に労災申請した件で労災保険不支給決定にあたり労働者災害補償保険療養・休業補償給付等・労働者災害補償保険療養補償給付に関する「労働基準監督署の精神科医師の意見書・診断書」監督署の調査

内容や判断等が纏められた「調査結果復命書」「労働時間残業時間に関する調査資料関係資料」である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、3の②、5の②、6の③、7、11の②、12、23の①、24の①、25の①、26の①、29の②、30、31の①及び31の②の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号11の①、23の②、24の②、25の②、26の②及び29の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

- a 別表に記載した情報のうち、文書番号1の①、2の①、3の①、4、5の①、6の①、8、9、10、28及び29の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②、2の②、6の②及び31の②の不開示部分は、特定事業場等の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに

該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号11の①、23の②、24の②、25の②、26の②及び29の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、6の②及び31の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記(イ) bで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年3月25日付け厚生労働省発基0325第3号により諮問した平成28年（行個）諮問第57号に係る諮問書、理由説明書（以下、「理由説明書」という。）について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、併せて保有個人情報に該当しないことについて下記のとおり、追加して説明するとともに、理由説明書の別表について、修正を行う。

(1) 文書番号31の②「診察資料」について

当該部分は、審査請求人に係る個人情報は含まれておらず、また、当該部分が他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができる情報も含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことも併せて説明することとしたい。

(2) 理由説明書別表の修正等について

(下線部分が追加・修正部分)

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)		
			2号	3号イ	7号柱書き
1 1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	① 2頁「具体的出来事」欄1段目「具体的な内容及び評価」の記載3行目17文字目ないし7行目25文字目、4頁「調査結果」欄1行目ないし11行目、6頁「調査結果」欄の不開示部分全て、「認定事実」欄3行目23文字目ないし6行目24文字目、7頁「調査結果」欄の不開示部分全て、8頁「調査結果」	○		○

		欄の不開示部分全て， 「 <u>個体側要因の有無及びその内容</u> 」欄 4 行目 3 文字目ないし 5 行目最終文字， 9 頁「主治医・産業医等の意見」欄 1 5 行目， 1 6 行目， 1 2 頁の不開示部分， 2 5 頁「 <u>具体的出来事</u> 」欄 1 段目「 <u>具体的な内容及び評価</u> 」の記載 3 行目 1 7 文字目ないし 7 行目 2 5 文字目， 2 7 頁「 <u>調査結果</u> 」欄 1 行目ないし 1 1 行目， 2 8 頁「 <u>調査結果</u> 」欄の不開示部分全て，「 <u>認定事実</u> 」欄 3 行目 2 3 文字目ないし 6 行目 2 4 文字目， 2 9 頁「 <u>調査結果</u> 」欄の不開示部分全て， 3 0 頁「 <u>調査結果</u> 」欄の不開示部分全て，「 <u>個体側要因の有無及びその内容</u> 」欄 4 行目 3 文字目ないし 5 3 文字目， 3 1 頁「主治医・産業医等の意見」欄 1 5 行目， 1 6 行目， 3 3 頁の不開示部分			
2 9	療養給付記録に関する紹介について等	② 1 頁担当者氏名部分， <u>7 頁及び 8 頁署名，押印部分</u>	○		

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 2 8 年 3 月 2 5 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年 4 月 1 4 日 審議

- ④ 同月 18 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成 29 年 8 月 3 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年 9 月 7 日 諮問庁より補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月 28 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成 27 年特定月に特定労働基準監督署に労災申請した件で労災保険不支給決定（決定年月日平成 27 年特定月日）にあたり、労働者災害補償保険療養・休業補償給付等・労働者災害補償保険療養補償給付に関する「労働基準監督署の精神科医師の意見書・診断書」監督署の調査内容や判断等が纏められた「調査結果復命書」「労働時間残業時間に関する調査資料関係資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号 1 ないし文書番号 31 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、企業印及び個人印以外の部分を開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、通番 23 について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

当該部分は、審査請求人以外の個人の破産状況に関する情報であり、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 開示すべき部分（別表の 6 欄に掲げる部分）について

ア 通番 5 は、審査請求人に対して健康診断を実施した医師の署名であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人宛ての文書の中に、同医師の署名があり、同号ただし書きの慣行として審査請求人が知ることができる情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番 8 は、審査請求人の性格について審査請求人の母親から聴取した内容であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で既に開示されている別の文書に記載された内容であることから、同号ただし書きイに該当し、また、同様の理由によりこれを開示しても労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 18 は、審査請求人より示された番号の記載であり、審査請求人の知り得る情報であることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当せず、開示すべきである。

## (2) その余の部分について

ア 法 14 条 2 号該当性について

(ア) 通番 2、通番 4、通番 7 及び通番 19 (署名部分を除く。) は、審査請求人以外の個人の職氏名、生年月日、住所、職種、雇用年月日、退職年月日及び退職事由であり、通番 9、通番 10、通番 12、通番 14 及び通番 16 は、審査請求人以外の被聴取者の氏名、肩書き、立場、住所、生年月日、年齢及び聴取場所であり、それぞれ一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法 14 条 2 号ただし書きイに該当せず、同号ただし書きロ及びハに該当する事情も認められない。

通番 2、通番 4、通番 7 及び通番 19 のうち職氏名、生年月日、住所及び職種並びに通番 9、通番 10、通番 12、通番 14 及び通番 16 のうち被聴取者の氏名、肩書き、立場、住所及び生年月日に

については、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はなく、部分開示できない。

また、その余の部分については、同僚等の職場関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番19（署名部分）、通番21及び通番22は、審査請求人以外の個人の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番8について

a 通番8のうち、12頁及び33頁の不開示部分については、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄の、特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

また、聴取実施者であることを示す○印を付記されていない者の氏名についても、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱

書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番11, 通番13, 通番15, 通番17及び通番20は、労働基準監督署の担当官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容、又は労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されており、上記(ア)bと同様の理由により、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1について

当該部分は、特定事業場が、特定労働基準監督署に提出した意見であり、審査請求人が知り得るものではないから、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3について

当該部分は、特定事業場の顧客名及び株主の名称であり、通番6は、特定事業場の各労働者の担当する作業内容の詳細である。

当該部分は、一般に公にしていない特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、石川労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、石川労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされている。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文 書 番 号	2 対象文 書名	3 通 番	4 原処分において不開示 とされている部分	5 不開示情報 (法14条該当 号)			6 開示 すべき 部分
				2 号	3号 イ	7号 柱書 き	
1	精神疾患事 案にかかる 事業場から の資料等提 出の依頼に ついて		① 5頁事業場印影部分		○		—
		1	② 5頁「事業主意見」部分		○	○	
		2	③ 7頁不開示部分（④を除く）	○			
			④ 7頁の代表取締役社長の 役職名、氏名部分	新たに開示			
2	会社概要		① 1頁事業場印影部分		○		—
		3	② 2頁不開示部分全て		○	○	
3	組織図， 労 働者名簿等		① 1頁事業場印影部分		○		—
		4	② 2頁ないし4頁の不開示 部分全て	○			
4	就業規則， 時 間 外 労 働 ・ 休 日 労 働 に 関 す る 協 定 書 ， そ の 他 労 使 協 定 書		① 1頁事業場印影部分， 8 頁事業場印影部分， 9頁事 業場印影部分， 11頁組合 印影部分， 12頁組合印影 部分， 14頁組合印影部 分， 事業場印影部分， 15 頁組合印影部分， 事業場印 影部分， 17頁組合印影部 分， 事業場印影部分， 19 頁事業場印影部分		○		—
			② 11頁ないし17頁の執 行委員長の氏名	新たに開示			
5	社内履歴及 び家族状況 等		① 1頁事業場印影部分， 4 頁事業場印影部分， 9頁事 業場印影部分， 16頁事業 場印影部分		○		—
		5	② 17頁医師署名	○			全て開 示

			③ 17頁印影部分, 18頁印影部分, 20頁印影部分, 22頁印影部分	○			—
			④ 18頁の医師の氏名, 19頁の医師の印影及び特定事業場の印影, 20頁の医師の氏名, 21頁の医師の印影及び特定事業場の印影, 22頁の医師の氏名, 23頁の医師の印影及び特定事業場の印影, 24頁の医師の氏名及び印影, 25頁の医師の署名及び印影並びに特定事業場の印影, 26頁の医師の印影及び特定事業場の印影部分	新たに開示			
6	業務内容と日常業務の内容		① 1頁事業場印影部分, 3頁事業場印影部分		○		—
		6	② 2頁作業内容の不開示部分		○	○	
		7	③ 2頁氏名の不開示部分	○			
			④ 27頁の個人印影部分	○			—
7	中長距離日報①		個人名印影の不開示部分	○			—
8	賃金台帳, 給与明細書		1頁事業場印影部分		○		—
9	社会保険等の加入状況		1頁事業場印影部分		○		—
10	その他参考となる資料		1頁事業場印影部分		○		—
11	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	8	① 2頁「具体的出来事」欄1段目「具体的な内容及び評価」の記載3行目17文字目ないし7行目25文字目, 4頁「調査結果」欄1行目ないし11行目, 6頁	○		○	8頁「個体側要因の有無及びその内容」

		<p>「調査結果」欄の不開示部分全て、「認定事実」欄3行目23文字目ないし6行目24文字目、7頁「調査結果」欄の不開示部分全て、8頁「調査結果」欄の不開示部分全て、「個体側要因の有無及びその内容」欄4行目3文字目ないし5行目最終文字、9頁「主治医・産業医等の意見」欄15行目、16行目、12頁の不開示部分、25頁「具体的出来事」欄1段目「具体的な内容及び評価」の記載3行目17文字目ないし7行目25文字目、27頁「調査結果」欄1行目ないし11行目、28頁「調査結果」欄の不開示部分全て、「認定事実」欄3行目23文字目ないし6行目24文字目、29頁「調査結果」欄の不開示部分全て、30頁「調査結果」欄の不開示部分全て、「個体側要因の有無及びその内容」欄4行目3文字目ないし5行目最終文字、31頁「主治医・産業医等の意見」欄15行目、16行目、33頁の不開示部分</p>				<p>欄4行目3文字目ないし5行目最終文字並びに30頁「個体側要因の有無及びその内容」欄4行目3文字目ないし53文字目</p>
		②16頁印影部分	○			—
		③4頁、6頁ないし8頁、13頁、27頁ないし30頁及び34頁の「資料No」欄	新たに開示			

1 2	資料一覧	9	① 2 頁事業場関係者欄の氏名，職名部分	○			
			② 2 頁の事業場関係者欄の 1 行目 2 3 文字目及び 2 4 文字目， 2 行目 2 4 文字目及び 2 5 文字目， 3 行目 2 4 文字目及び 2 5 文字目， 4 行目 2 5 文字目及び 2 6 文字目並びに「IV 監督署が収集した資料」欄の 4 行目 1 3 文字目ないし 1 6 文字目及び 5 行目 1 3 文字目ないし 1 5 文字目	新たに開示			
1 3	請求人提出資料等		-				
1 4	中長距離日報②（請求人提出）		-				
1 5	作業完了報告書（請求人提出）		-				
1 6	請求人手帳		-				
1 7	ファクシミリ送信書等		-				
1 8	聴取書①		-				
1 9	聴取書②		-				
2 0	請求人手帳等		-				
2 1	聴取書③		-				
2 2	聴取書④		-				

2 3	聴取書⑤	1 0	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目, 5 頁の聴取者署名部分	○			
		1 1	② 1 頁 8 行目ないし 1 2 行目, 1 5 行目ないし 5 頁 1 8 行目の不開示部分 (「回答」の記載と問番号の記載を除く。)	○		○	
			③ 5 頁の押印部分	○			—
			④ 1 頁 5 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁ないし 5 頁の「問」の番号の記載と「回答」の項目の記載	新たに開示			
2 4	聴取書⑥	1 2	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目, 5 頁の聴取者署名部分	○			
		1 3	② 1 頁 8 行目ないし 1 2 行目, 1 5 行目ないし 5 頁 1 4 行目の不開示部分 (「回答」の記載と問番号の記載を除く。)	○		○	
			③ 5 頁の押印部分	○			—
			④ 1 頁 5 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁ないし 5 頁の「問」の番号の記載と「回答」の項目の記載	新たに開示			

2 5	面談記録	1 4	① 1 頁 2 行目 1 2 文字目ないし 3 行目 5 文字目, 1 1 文字目ないし 2 0 文字目	○			
		1 5	② 1 頁 5 行目ないし 3 頁 3 行目の不開示部分 (項番を除く。)	○		○	
			③ 1 頁及び 2 頁の項番部分	新たに開示			
2 6	電話録取書	1 6	① 1 頁 2 行目 1 2 文字目ないし 2 8 文字目	○			
		1 7	② 1 頁 4 行目ないし 1 1 行目の不開示部分 (項番を除く。)	○		○	
2 7	レセプト①		2 1 頁ないし 3 1 頁及び 3 3 頁の保険医氏名	新たに開示			
2 8	レセプト②	1 8	① 3 8 頁不開示部分		○		全て開示
			② 4 0 頁印影部分		○		—
			③ 2 6 頁ないし 3 7 頁及び 4 3 頁の保険医氏名	新たに開示			
2 9	療養給付記録に関する紹介について等		① 1 頁印影部分		○		
		1 9	② 1 頁担当者氏名部分, 7 頁及び 8 頁署名部分	○			
		2 0	③ 6 頁不開示部分, 8 頁意見の不開示部分	○		○	
			④ 7 頁及び 8 頁押印部分	○			—
3 0	カルテ	2 1	① 署名の不開示部分	○			
			② 印影不開示部分	○			—
3 1	診察資料	2 2	① 1 頁医師署名部分, 技師署名部分, 2 頁医師の自署部分, 3 頁医師の自署部分, 4 頁指示医, 技師, 読影医の自署部分, 5 頁指示医, 技師, 読影医の自署部分, 6 頁指示医, 技師, 読	○			

		影医の自署部分				
	2 3	② 1 3 頁不開示部分	保有個人情報非 該当			
		③ 1 頁医師印影部分， 技師 印影部分， 2 頁技師印影部 分， 3 頁技師印影部分	○	○	○	—
		④ 1 頁指示医及び担当医の 記名部分， 2 頁指示医の記 名部分， 3 頁医師及び指示 医の記名部分及び 7 頁ない し 9 頁の指示医の記名欄	新たに開示			

※ 本表 6 欄に掲げる部分のうち「—」印の箇所は，印影部分であり，審査請求の対象とされていない部分である。